

財政健全化指標の概要（平成25年度）

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を平成19年6月に制定。
- 財政健全化4指標の公表は平成19年度決算から、計画策定の義務付けは平成20年度決算から適用。

財政の早期健全化

- 早期健全化基準を超えると・・・
財政健全化計画の策定
外部監査の要求 等

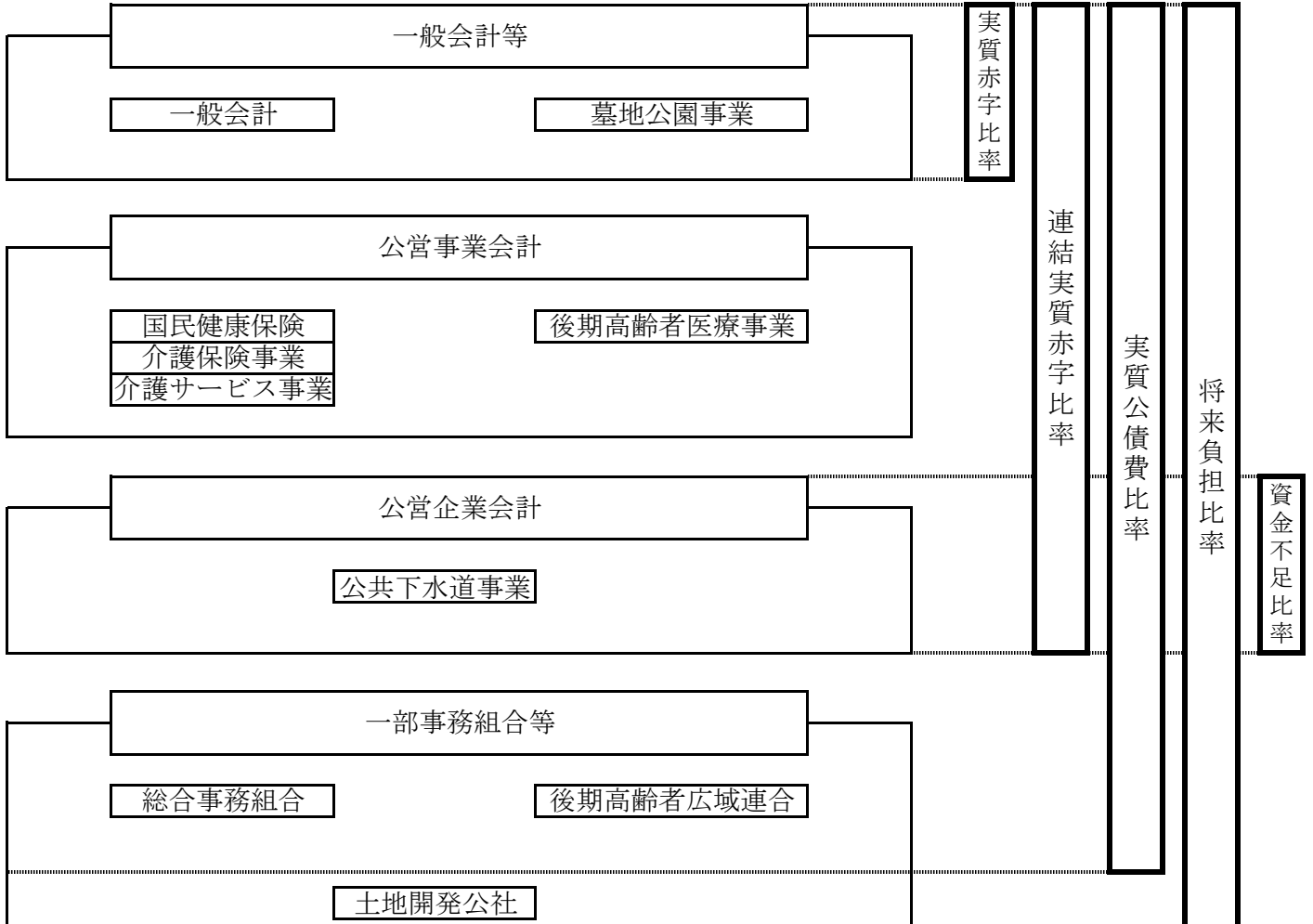
財政の再生

- 財政再生基準を超えると・・・
財政再生計画の策定、計画について国の同意

指 標 名 称	本市 比率	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 ・一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	11.41	20.00
○連結実質赤字比率 ・全ての会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	16.41	30.00
○実質公債費比率 ・公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率	6.5	25.0	35.0
○将来負担比率 ・地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率	—	350.0	
○公営企業における資金不足比率 ・公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	公共下水道事業 —	20.0	

※負又は0の数値は参考数値で、公表は“—”で表示します。

健全化判断比率の対象



健全化判断比率及び資金不足比率について

1 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

地方公共団体が自由に使いみちを決めることができる地方税や地方交付税等を主な財源とし、福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計等の実質的な赤字を示す比率です。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額を含む。以下同様。

※ 一般会計＋墓地公園事業特別会計

2 連結実質赤字比率・・・全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示す比率です。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率（3か年平均）

・・・一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率です。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 準元利償還金＝公営企業債償還繰入金＋組合等地方債償還負担金＋準公債費債務負担行為額

4 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す指標です。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※ 将来負担額＝地方債現在高＋債務負担行為支出額＋公営企業債繰入金＋組合等地方債負担額＋退職手当負担額＋土地開発公社負債負担額＋第三セクター負債負担額

5 公営企業資金不足比率・・・公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す指標です。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○標準財政規模とは

地方公共団体が、標準的な状態のとき、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模（標準税収入額＋普通交付税＋地方譲与税）を示すものです。